

京都市告示第 172 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 6 月 30 日

京都市長 門川大作

1 道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
小野山科停車場線	山科区大宅御供田町 6 番地地先内	旧	メートル 14.20	メートル 19.91
		新	14.20	22.00

2 道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
嵯峨経 172 号線	右京区嵯峨観空寺明水町 38 番地の 6 地先内	旧	メートル 25.50	メートル 5.00
		新	25.50	6.01
川島経 194 号線	西京区川島調子町 1 番地地先内	旧	37.00	4.80 ~ 5.05
		新	37.00	6.01

(建設局土木管理部道路明示課)